

京都市円山公園音楽堂の指定管理者の募集に係る質疑への回答

No	質問	回答
1	<p>円山公園が新しく指定管理となることで、音楽堂への業務的な影響は生じることは有りますでしょうか。建設局と擦り合わせや確認をされたこと、また、今後の円山公園運営管理に関して決定している方向性があれば差し支えない範囲でご教示ください。</p> <p>また、「名勝円山公園」全体の活性化を企図されるなかで、今後の音楽堂の位置付けについて方針がございましたら併せてご教示願います。</p>	<p>円山公園が指定管理となることで、指定管理者の利用促進事業や自主事業として、様々なイベントが展開されることが想定されます。現時点でイベントの内容や開催頻度は未定ですが、内容によっては、スケジュール管理などの調整が必要になる可能性があります。</p> <p>円山公園の方向性については、平成28年3月に、円山公園を適切に保存し、管理するための指針となる「京都市名勝円山公園保存管理計画」（下記ホームページ参照）を策定しています。</p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000222792.html</p> <p>音楽堂については、同計画において、「市民等のニーズを前提とした音楽堂の利活用及びあり方について検討を行う」としておりますが、現時点で具体的な方針等は決まっておりません。</p>